

## 第16回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年8月22日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時20分
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地法第4条の規定による届出について  
(3) 農地法第5条の規定による許可証明願出について  
(4) 非農地証明願出について  
(5) 農地の賃貸借権解約について
5. 出席委員(15人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘  
4番 佐竹 智弘 6番 高橋 千里 8番 吉田 芳信  
9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄  
12番 入間川 昭一 14番 引地 長一  
推進委員 渡邊 正明、武田 公男、渋谷 由勝
6. 欠席委員(3人) 5番 大久保 昭子 7番 武田 とも子  
13番 松浦 朋子
7. 事務局出席職員  
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第16回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、農業委員5番 大久保昭子委員、7番 武田とも子委員、13番 松浦朋子委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行了した。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 高橋 千里 委員、 8番 吉田 芳信 委員

### ◎会議の概要

#### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○2班代表委員（入間川昭一委員）

第2班代表委員のです。説明不足の点については、同じ班の第2班の方々、事務局での対応をよろしくお願いします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年8月22日提出。番号1、高館川上字五性寺33番3、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、

2, 267㎡です。転用目的は、加工場及び駐車場用地。譲渡人・譲受人については、総会資料のとおりです。開発許可、要、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、売買1㎡あたり5,072円、総額1,150万円、加工場及び駐車場となっております。つぎに、位置図・公図については、議案書の2ページ、位置については、県道名取村田線樽水ダム手前300mの立地となります。先日の担任委員会において現地調査を致しましたが、この公図と担任委員会資料を照らし合わせて頂きたいと思います。担任委員会資料2ページで西側に小さく道路と書いてあるところは、現在雑木が茂っており現在は使われていない状態でした。境界等は、はっきりしていました。何故ここを求めたかという、震災前は小塚原で営業しており、震災後は下余田の前のドライブスクールで仮設営業しております。来年令和2年3月まで、名取市から仮設を撤去ということでこの場所を申請しましたと言う本人からの説明がありました。資料から、敷地内の雨水はU字溝で受け、そこから集水枡を経て県道名取村田線へ放流することになります。法令で義務付けられている協議については、道路管理者と協議済です。土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れが無いかについては、雨水は申請地北側及び東側にU字側溝を敷設し、集水枡を通し南側道路側溝に放流する。西側敷地には雨水浸透枡を設け排水する。また、敷地はアスファルト舗装のため、土砂の流失等は発生しない。かなり大きく行っている花屋さんで、このような場所でももっと広ければ良いと言っており、また、花の加工はコンベアラインで包装し、注文に応じて発送する。又は、予冷庫において保管し発送すると説明がありました。内容については以上です。

続きまして、番号2に入ります。高館熊野堂字岩口上25番7、高館熊野堂字岩口上27番1、地目は登記田、現況畑です。登記面積422㎡、409㎡、計831㎡。転用目的は給油所、貸付人・借受人については、総会資料のとおりです。開発許可、要、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定期間20年、賃料年65万円、これについて年と書かれておりますが1ヵ月となります。このことについては、後から詳しく説明させていただきます。給油所ガソリンスタンドの建築となります。この位置図、公図については、議案書3ページになります。この場所は、柳生から熊野堂に西へ向かう熊野堂神社の筋向い、現在のエネオススタンドの向い側の場所になります。公図の斜線があるところの真中に水路があります。この水路は市と協議済ということでした。議案書の13ページをお開き下さい。事務局からも説明がございしますが、私から簡単に説明します。非農地証明願いについてですが、平成9年12月にドライブイン建築用地として転用済となっておりましたが、ドライブインが頓挫した為、

1, 346㎡が雑種地になっております。議案書3ページに戻って頂きますが今回は、申請地の西側1, 237㎡と109㎡それから今回の申請地を合わせて賃料1ヵ月当り65万円ということになります。行政庁の免許、許可、認可の見込みについては、開発行為、建築確認とも協議中です。法令で義務付けられている協議については、道路管理者と協議中です。土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れが無いかについては、盛土を行い土留め擁壁を設置し、土砂の流失を防止する。雨水については、敷地内に集水溝、集水枡を設置し、油水分離層を通し道路側溝等既存の排水溝へ放流する。汚水は、公共下水道に接続し放流することになります。担任委員会資料4ページの平面図を見ていただくと、東の方は今回の申請地で、ここには大型の洗車場と車を拭き取る場所で、以前に申請した場所には給油ボックスが8台設置する。尚且つ油水分離層を3ヶ所設置し、油関係の漏れは無いとの説明でした。内容については以上です。

続きまして、番号3に入ります。下増田字屋敷111番1、地目は登記、現況とも畑です。登記面積345㎡のうち5㎡。転用目的は自販機設置、貸付人・借受人については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃料年3万円、期間永年、飲料自動販売機2台、ダストボックス、電源設備設置となります。この位置図、公図については、議案書の4ページになります。この場所は空港の手前、避難の丘公園の南側に位置します。現地を確認したところ、現地は畑ではありませんでした。本人から話をうかがったところ東日本大震災で砂等が置かれたという事でした。また、自動車の倉庫3台置かれていたので確認したところ、北釜耕農実行組合に貸しているということで中には、農機具を使用するため保管していました。以前は別なところを使っていたのですが、やむをえなく貸したということでした。これについて今後どうするかについては、実行組合と一時転用するのか検討したいとのことでした。説明については、以上です。

議案第1号1番、2番及び3番につきましては、8月20日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、譲受人本人から、2番については、貸付人及び借受人本人から、3番については、貸付人及び借受人本人からそれぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、入間川昭一代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推

進委員の渡辺正明推進委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（渡辺正明委員）

議案第1号1番については、現在東日本大震災で間借りしている仮設を来年まで明け渡すことになっており、地元の方の紹介により譲り受けることにしたということです。現地は現在そばが作付けされていました。地形としては北から南へ傾斜しており、南側道路の側溝に雨水が流れることとなります。また、北側と東側にU字溝を敷設するため、雨水の放流又は土地全体をアスファルト舗装するため、土砂の流出はないものと判断しました。次に番号2については、出光のガソリンスタンドでセルフの24時間営業になります。当用地の中間にある水路官地をどのように扱うかとの質問に名取市と協議して借用することで確認済みであるということでした。担任委員の要望としては、油の分離の徹底した管理をお願いしたいことを申し入れ、下流の農地に影響がでないよう要望しました。番号3については、登記地目は現状畑になっているが、大型車のボディを倉庫として使用していました。また、冷蔵庫やテレビが投げ捨てられており、畑としては使われていないようです。東日本大震災に北釜実行組合から一時的に農機具等を保管しているようですが、具体的な使用期間等が決まっていないので、これは農業委員会事務局で実行組合に確認することにしました。以上転用については問題ないものと判断しました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について》

○ 議長（大友正一会長） 次に、議案第2号「農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について」を議題といたします。それでは、入間川昭一代表委員

よりご説明をお願いします。

- 2班代表委員（入間川昭一委員） それでは、議案第2号農地法5条第4項の規定による協議に対する意見について、農地法第5条第4項の規定により、下記農地への協議があったので意見を求める。令和元年8月22日提出。番号1、高館吉田字東真坂6番5外2筆、地目、登記・現況共に田、登記面積、6番5が1,539㎡、外2筆が3,196㎡、計4,735㎡、転用目的スクールバス待機乗降場、譲渡人・譲受人は、総会資料に記載のとおり。開発許可、要、転用目的に係る事業又は、施設の概要、売買予算額4,260万円、特別支援学校スクールバス11台及び放課後デイサービス等の送迎車両の待機乗降場です。この位置図、公図については、議案書の6ページになります。この場所は県道名取村田線より北側道路で、県立名取支援学校の南側に位置する水田になります。この価格については、予算額が4,260万円の算出方法をどのように求めたかという点、平成25年度の宮城農業高校の売買金額を参考にしたということでした。1㎡あたり8,700円、今回の予算額の㎡当りの単価は8,997円となります。担任委員会資料7ページ、8ページです。行政庁の免許、許可、認可の見込みについては、開発行為許可協議中です。法令で義務付けられている協議については、道路管理者と協議済です。土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れが無いかについては、盛土を行い車両の待機乗降場として舗装するため、土砂の流失はない。隣接地と比べ高差がある場所は土砂の流失はないよう、擁壁連続基礎を整備すると共に、敷地内にU字側溝を設置して雨水を放流するという点です。平面図について、青色の斜線の分は調整池ですが、尚且つ調整地を利用して駐車場とする調整池兼用駐車場となります。調整池の低盤の高さは30cm、箱型となり、職員等の駐車場を設けます。スクールバス等の出入り口は南側を設け、施設内にはフェンスを設置するという説明でした。

議案第2号1番につきましては、8月20日に担任委員会で現地調査を行い、譲受人である宮城県の担当職員から用地整備に係る実情を聴取したところ、農地転用について意義はないものと考えます。以上です。

- 議長（大友正一会長）

只今、入間川昭一代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の渡辺正明推進委員からご意見ををお願いします。

- 農地利用最適化推進委員（渡辺正明委員）

議案第2号の農地法第5条第4項の規定による協議に対する意見について、転用目的であるスクールバス待機乗降場で使用するという点ですが、よく話を聞くと職員の駐車場としても使用する計画でした。現地は耕作放棄状態にな

ってしまして、再生利用可能な状態でした。入間川委員からも説明がありましたとおり、売買価格は予算であって決定ではありません。前の宮農の売買金額を参考に不動産鑑定を進めるということでした。担任委員からは宮城県の案件であり間違いは無いのではないものと判断し、転用については異議ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明・ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 6番（高橋千里委員）

この場所は、大規模既存集落に入っているのでしょうか。

○ 事務局（小松局長）

大規模というのはわかりませんが、既存集落には入っています。

○ 6番（高橋千里委員）

市街化区域の近くに開発できるということで、大規模既存集落に入るということで、価格が高かったのかと思ったのですが、宮農もその関係も高かったのでしょうか。

○ 事務局（小松局長）

これは上限の予算なので、今から不動産鑑定を取って最終決定するというところで、ただ宮農の価格は参考にしますと言っていました。

○ 議長（大友正一会長）

宮城県の買い上げになりますが、売買に関して予算額を明記されたのは初めてで、今までは売買総額で決まった価格が提示されてきました。我々としては表示されないと困るということです。

○ 事務局（小松局長）

この川上地区は、ある程度上下水道が全地区入るので、そういう意味では大規模集落に該当してくると思います。

○ 議長（大友正一会長）

この件について、他にご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の7ページ目をお開き願います。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年8月9日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年8月22日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規8件20,795㎡、更新はありません、合計8件20,795㎡。

2 利用権を設定する土地

田11筆8,398㎡、畑12筆12,397㎡、合計23筆20,795㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定6件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。5年1件、10年1件、12年4件。

③ 借賃（10a当り）。23kg1件、1,200円1件、5,000円2件  
6,500円1件、8,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。800,000円1件、1,418,474円1件

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年8月30日予定。

5 詳細につきましては、8ページから9ページのとおりです。賃借権設定6件、10,369㎡、所有権移転2件、10,426㎡になります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。



○ 議長（大友正一会長） 「挙手全員」でありますので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地法第5条の規定による許可証明願出について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

《報告事項（5）農地の賃貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について、報告事項（3）農地法第5条の規定による許可証明願出について、報告事項（4）非農地証明願出について、報告事項（5）農地の賃貸借権解約について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（1）から（5）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありますので、報告事項（1）から報告事項（5）までについて承認いたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

〔来月の農業委員会行事日程説明をおこなった。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第16回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

**【閉 会】**

午後3時20分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

**【修 礼】**

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年9月26日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 6 番 \_\_\_\_\_

署名委員 8 番 \_\_\_\_\_